

令和3年度 文部科学省委託
学校安全総合支援事業

「通学路安全推進事業」実践事例集



秋田県教育委員会

は じ め に

学校は、子どもの健やかな成長と自己実現を目指して学習活動を行うところであり、その基盤として、安全で安心な学校環境の整備と登下校時の安全確保が求められています。

そのためには、通学路の安全を確保することが不可欠であり、「交通安全」「生活安全」「災害安全」の学校安全3領域を総合的に推進するとともに、保護者や地域はもとより、警察・道路管理者等との緊密な連携を図り、地域ぐるみで安全対策を推進していくことが重要であります。

しかし、昨年4月には、中学生が横断中に事故に遭って亡くなっております。

また、6月には、千葉県八街市において飲酒運転のトラックに下校中の小学児童5人がはねられて、死傷した痛ましい交通事故が発生しています。

このように子どもの安全を脅かす交通事故が多発する現状において、これまで以上に安全教育と安全管理を有機的に展開していく必要があります。

通学路安全推進事業は、文部科学省委託による「交通安全領域」の事業として、平成25年度に開始され、今年度で9年目となります。

今年度、事業のモデル地域を大館市、拠点校を比内中学校区4校として、各学校や関係機関の方々の協力を得ながら、交通安全対策や交通安全教育等に取り組んでいただきました。

主な事業全体の成果としては、

- 1 関係機関との連携により、危険箇所の対応方針を明確にし、通学路における危険箇所の改善が図られた。
- 2 モデル地域の小学校17校の児童は、歩行環境シミュレータ「わたりジョーズ君」を活用した体験型の交通安全教室を開催し、自分の身は自分で守るための危険回避能力を習得できた。

また、拠点校の比内中学校では、自転車の正しい乗車方法等を習得することを目的として、交通事故につながる危険行為や事故状況等をスタントマンが実演する交通安全教室を開催し、生徒の安全意識の向上が図られた。

- 3 各校の中核教員は、事業を通じて自校における取組のほか、他校との情報を共有することにより、交通安全対策に対する実践力の向上が図られた。

などが挙げられます。

今後も学校と地域の関係機関等が連携・協働し、通学路の安全確保と児童生徒の安全対策を推進していきたいと考えております。

最後になりましたが、今年度も新型コロナウイルス感染症対策のため、多くの制約のもとで事業を行ってきました。この通学路安全推進事業も計画どおり実施できるのかと懸念しておりましたが、モデル地域である大館市の学校関係者及び関係各位の御助力のもと、滞りなく実施できましたことに心から感謝申し上げます。

令和4年3月

秋田県教育庁保健体育課
課長 寺田 潤

目 次

はじめに

I 通学路安全推進事業の概要図	1
II 通学路安全推進事業の紹介	2
III 第1回推進委員会の開催	4
IV 第1回実践委員会の開催	5
V 合同点検	6
VI 登下校時間帯の点検調査	8
VII-1 「歩行環境シミュレータ」を活用した交通安全教育	11
VII-2 スケアード・ストレート（スタントマンによる交通事故等の再現）方式 による交通安全教育	16
VIII 通学路安全マップ	19
IX 第2回実践委員会の開催	21
X 危険箇所の改善に関する取組	22
XI 第3回実践委員会の開催	26
XII その他の取組	27
XIII 第2回推進委員会の開催	28

【資料編】

1 通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について (平成25年12月6日付別紙)	29
2 通学路における合同点検の実施について (令和3年7月9日付別紙)	31

【参考編】

・ 通学路合同点検チェックリスト	32
------------------	----

I 通学路安全推進事業の概要図

県教育委員会

推進委員会

県道路管理者、県警察、大学関係者等の学識経験者により構成。

広域的な通学路の交通安全対策の検討及び通学路安全対策アドバイザー派遣の決定など、本事業の効果的な実施を推進する。

通学路安全対策アドバイザーの委嘱

道路行政に詳しく、道路整備や交通規制の専門的知見がある有識者をアドバイザーとして委嘱する。



事業の普及啓発

事業の取組状況等について、実践事例集を作成し、県内の市町村教育委員会や全小・中学校等に配布して、普及啓発を図る。

通学路安全対策アドバイザーの派遣

市町村教育委員会

○ 事業方針の策定

地域の実情を踏まえた合同点検及び対策の検討・実施、交通安全教育について方針を策定する。

○ 交通危険箇所のとりまとめ

各学校において、児童の目線に立って通学路の安全点検を実施し、交通危険箇所を抽出する。

その後、市町村教育委員会は、各学校で抽出した交通危険箇所を取りまとめ、関係機関と合同点検を実施する必要がある危険箇所を抽出する。

○ 合同点検の実施

警察、道路管理者、学校関係者等と日程調整を行い、危険箇所の合同点検を実施する。

○ 登下校時間帯の点検調査

児童の登下校状況、交通量等を把握する必要がある危険箇所について、通学路安全対策アドバイザーが登校時間帯の点検調査を実施し、学校に対策等を助言する。

○ 危険箇所対策の協議

学校関係者、関係機関、地域住民により構成され、個々の危険箇所対策について協議・検討する。必要に応じて地域の総意として対策を要望する。

○ 学校における交通安全教育の実施

各小学校で歩行環境シミュレータ等を活用した安全教育を実施する。

また、拠点校の中学校で自転車乗車に関する安全教育を実施する。

Ⅱ 通学路安全推進事業の紹介

1 事業が行われることとなった背景

- (1) 平成24年4月、京都府亀岡市で集団登校の列に自動車が入り込み、多数の死傷者を出した交通事故が発生するなど、全国的に登下校中の児童が巻き込まれる重大交通事故が相次いで発生したことを受け、通学路における交通安全の確保のため、緊急合同点検が実施された。
- (2) 平成24年に文部科学省、国土交通省、警察庁の3省庁による通学路の交通安全の確保に関する有識者懇談会が行われ、平成25年12月に引き続き通学路の安全確保に取り組むため、推進体制の構築や基本的方針の策定等が通知された。
- (3) 平成28年10月に神奈川県横浜市、同年11月に千葉県八街市において、登校中の児童の列に車両が入り込み多数の児童が死傷するなど、通学路の交通安全の確保に万全を期すため、平成28年11月に緊急合同点検に基づく対策実施後も継続的な取組を更に推進していくことが通知された。
- (4) 令和3年6月に千葉県八街市において、下校中の児童の列に飲酒運転のトラックが入り込み5名が死傷する痛ましい事故が発生したことを受け、文部科学省、国土交通省及び警察庁の3省庁が連携して対策案を検討し、「通学路における合同点検等実施要領」が作成され、この実施要領に沿って、通学路の合同点検等を通じ、関係機関の連携による通学路の安全対策を推進することが通知された。

2 事業の目的

上記の背景を踏まえ、通学路における安全を確保するため、モデル地域に指定した市町村に対して通学路安全対策アドバイザーを派遣し、専門的知見からの必要な指導・助言の下、学校、教育委員会及び関係機関等の連携による通学路の危険箇所に対して合同点検を実施して安全対策を検討するほか交通安全教育等を行うものである。

3 事業の内容

(1) 推進委員会の開催

県教育委員会は、事業の円滑な実施を図るため、県道路管理者、県警察本部及び大学関係者等の学識経験者により構成される推進委員会を開催する。

推進委員会は、市町村教育委員会等の関係機関と十分に調整を行い、通学路の交通安全対策の検討及び通学路安全対策アドバイザーの派遣を決定する。

(2) 通学路安全対策アドバイザーの派遣

県教育委員会は、学校や地域の実情を踏まえて、道路整備や警察行政など、交通安全の確保に関する専門的な知見がある有識者を通学路安全対策アドバイザーとして委嘱し、モデル地域に派遣する。

通学路安全対策アドバイザーは、小学校における通学路の安全点検への立会い・助言や協議会における具体的な対策の検討・立案に関する助言等の支援を行う。

(3) 危険箇所対策の協議

モデル地域の教育委員会は、学校、PTA、地域住民、道路管理者及び警察等で構成される協議会を開催し、通学路安全対策アドバイザーによる専門的な知見による指導・助言の下、危険箇所に対する具体的な対策の検討・立案を行う。

(4) 交通安全教育の実施

県教育委員会は、通学路安全対策アドバイザーを含む交通安全教育の専門家の協力の下、児童生徒に対する交通安全教育を実施する。

4 具体的な実施内容

(1) 学校による通学路の点検と危険箇所の抽出

各学校において通学路の点検を行い、児童生徒の目線で交通危険箇所を抽出する。

(2) 関係機関との合同点検

モデル地域の教育委員会は、各学校において抽出された危険箇所を精査し、関係機関と対策を検討する必要がある危険箇所について、通学路安全対策アドバイザーの派遣を受けて合同点検を実施する。

合同点検は、モデル地域の教育委員会、学校、PTA、地域住民、道路管理者及び警察官等の参加により実施する。

(3) 通学路安全対策アドバイザーによる登下校時間帯の点検調査

危険箇所における児童生徒の登下校状況、交通量等を通学路安全対策アドバイザーが点検調査し、学校での対策や関係機関への要望等について学校に助言を行う。

(4) 危険箇所対策の協議

合同点検を実施した結果、特に対策を検討する上で地域住民と協議が必要である危険箇所に関して協議会を開催する。

協議会では、地域住民との合意を図りながら、関係機関と対策について検討する。

(5) 交通安全教育の実施

県教育委員会は、児童生徒の通学路における安全対策を推進し、道路横断時の危険を擬似体験できる歩行環境シミュレータの活用や自転車乗車に関する安全指導のため、通学路安全対策アドバイザーを派遣して交通安全教育を行う。

(6) 事業の普及啓発

事業の実施内容、成果、課題等について実践事例集を作成し、県内の市町村教育委員会や全小・中学校等に配布して普及啓発を図る。

令和3年度通学路安全推進委員会 委員名簿

	所 属 及 び 役 職	氏 名
委員長	秋田大学理工学部システムデザイン工学科教授	濱 岡 秀 勝
委 員	国土交通省東北地方整備局能代河川国道事務所道路管理課長	成 田 和 広
委 員	秋田県建設部道路課道路環境・維持班主幹(兼)班長	佐々木 浩 喜
委 員	秋田県警察本部交通部交通規制課課長補佐	川 越 英 治
委 員	大館市教育委員会学校教育課主幹	野 呂 謙 一
委 員	比内中学PTA会長	佐々木 晃 吉
委 員	秋田県教育庁義務教育課指導主事	畠 山 公 次
委 員	秋田県教育庁北教育事務所指導主事	小 舘 直 子
委 員	秋田県教育庁保健体育課長	寺 田 潤

Ⅲ 第1回推進委員会の開催

県教育委員会は、事業の円滑な実施を図るため、県道路管理者、県警察本部、大学関係者及び町村教育委員会等で構成される推進委員会を開催した。

1 開催日時

令和3年7月7日(水)

午前10時から正午まで

2 開催場所

秋田県庁第2庁舎 災害医療対策室

3 開催内容

(1) 令和3年度通学路安全推進委員会要綱の制定

緊急合同点検の枠組みを活用し、計画的、継続的な取組を推進する「通学路安全推進事業」の円滑な実施を図ることを趣旨とした要綱を制定した。

委員長には学識経験者として、秋田大学理工学部システムデザイン工学科教授 濱岡秀勝氏が選任された。

(2) 通学路安全推進事業の実施地区の選定と事業内容説明

事務局から、平成25年から14市町村において事業を実施しており、令和3年度のモデル地域を大館市、拠点校を比内中学校校区の中学校1校、小学校3校を選定し、通学路安全対策アドバイザーを派遣しての危険箇所に対する合同点検、歩行環境シミュレータを活用した交通安全教育、登下校時間帯の点検調査等を実施していくことを説明した。

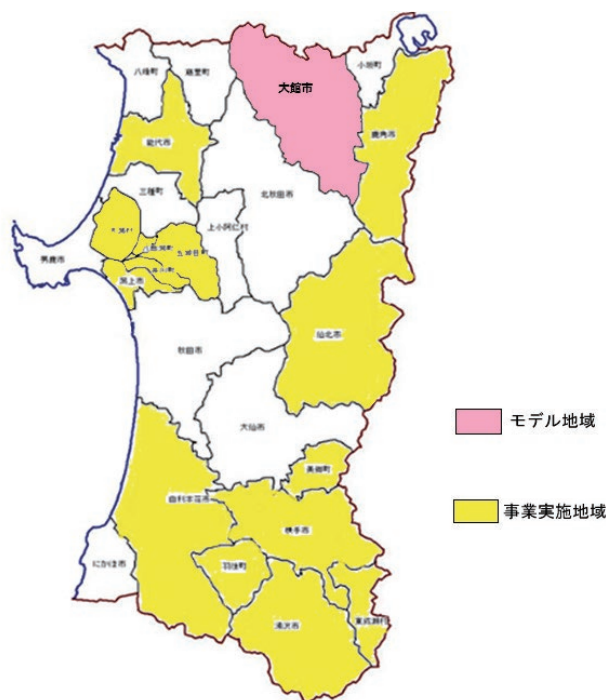
(3) 通学路安全対策アドバイザーの委嘱

今年度は、昨年度に引き続き、元秋田県警察官の石垣隆一氏を委嘱することとした。

(4) 事業に関する意見

今年度は、中学校での交通安全教育のほか、合同点検におけるチェックシートの活用や登下校時間帯の点検調査など、新たな取組も予定されているため難しいこともあると思う。

事業内容の見直しや改善を図り、チャレンジを続けることで、通学路の安全対策を推進していただきたい。



通学路安全対策アドバイザー

石垣 隆一 氏

元秋田県警察官】
鹿角警察署、能代警察署、大館警察署の交通課長を歴任



Ⅳ 第1回実践委員会の開催

1 開催日時 令和3年7月16日(金)

午後1時30分から3時まで

2 開催場所 大館市立中央公民館

3 参加者 29人

○通学路安全対策アドバイザー

○大館警察署警察官

○比内中学校PTA会長

○大館市スクールガード・リーダー

○大館市校長会、比内中学校、扇田小学校、西館小学校、東館小学校の各校担当者

○能代河川国道事務所、大館国道出張所、北秋田地域振興局建設部

大館市建設部土木課、同都市計画課、大館市市民部市民課の各担当者

○大館市教育長、大館市教育委員会担当者

○県教育庁保健体育課担当者

など

4 主な協議内容

通学路安全推進事業の説明や質疑等を行った。

参加者からは、各小学校から抽出された通学路の危険箇所調査の説明と今後実施する合同点検の日時や場所等の説明があった。

なお、大館市では、平成27年から実施している通学路交通安全プログラムのほか、平成30年には大館市登下校防犯プランを策定し、交通安全のほか生活安全の観点からも合同点検を実施していることが説明され、本事業を推進していくことが確認された。

【大館市教育長の挨拶状況】



【県教育庁職員の説明状況】



【委員会参加者の状況】



V 合同点検

各小学校で抽出した危険箇所のうち、関係機関と対策を協議する必要がある箇所について、通学路安全対策アドバイザーの助言を得ながら、道路管理者、警察官等と合同で点検を実施した。

1 実施日時

令和3年8月17日(火)

午前10時から午後2時まで

2 実施場所

○大館市内の通学路危険箇所 41か所

危険箇所の合同点検実施箇所 12か所

(国道1か所、県道2か所、市道8か所、その他1か所)

3 参加者・参加機関

24人

○北秋田地域振興局建設部保全・環境課道路保全班担当者

○大館警察署警察官

○大館市校長会会長

○大館市の小・中学校担当者

○大館市建設部土木課担当者

○大館市スクールガード・リーダー

○大館市防犯協会会長

○大館教育委員会担当者

○秋田県通学路安全対策アドバイザー

○秋田県教育庁保健体育課担当者

など



参加者による打ち合わせの様子

4 大館市の各学区における主な合同点検実施箇所

◇矢立小学校区（横断歩道の表示等の見直し）



◇釈迦内小学校区（横断歩道要望の市道）



◇釈迦内小学校区（横断歩道の再塗装要望）



◇釈迦内小学校区（抜け道の速度規制要望）



◇桂城小学校区（横断歩道のグリーンベルト要望）



◇扇田小学校区（横断歩道要望の市道）



◇比内中学校区（横断歩道要望の市道）



◇比内中学校区（横断歩道要望の国道）



◇西館小学校区（側溝の蓋の破損）



◇川口小学校（横断歩道要望の市道）



VI 登下校時間帯の点検調査

1 拠点校である比内中学校区4校の紹介

(1) 比内中学校

昭和45年5月1日開校、教育目標「ふるさとに根ざし、明るくたくましく生きる生徒の育成」のもと、「ふるさとで生き抜くために必要な学力を付ける学びプロジェクト」「ふるさとの関わりを支える心と体をつくる心と体プロジェクト」「ふるさとに生き、自らを変えていく力を付ける生き方プロジェクト」を推進しています。創立51年目の新たなスタートを迎え、『『あい』を大事にして生きる』を経営のキーワードとして、生徒が生き生きと活動する学校を目指しています。

(2) 扇田小学校

明治7年11月5日開校、毎朝児童が打ち鳴らす「思いやりの鐘」の音は、地域にも響きわたり、「笑顔いっぱい 夢いっぱい 元気いっぱいの扇田っ子」の活動の始まりを伝えています。「やる気・ほん気・こん気」を合言葉に、「地域と共に地域を創る扇田小ふるさとキャリア教育」を核とした教育活動を展開し、「夢や目標に向かって地域と共に進んで挑戦し続ける子どもの育成」を目指しています。

(3) 西館小学校

明治7年11月18日開校、「ふるさととともにかがやき、よりよく生きる子どもの育成～進んで学び 互いに高め合う ねばり強い子どもをめざして～」を学校教育目標とし、家庭・地域と一体となり、明るいあいさつや元気な声が響きわたる学校づくりに取り組んでいます。また特別支援学校や保育園等との異校種交流など、「ふるさとキャリア教育」を通じて、地域と関わり合い、地域を大切に思う心を育てながら、ふるさとに学び、ふるさとと響き合い、ふるさとを元気にする学校づくりを目指しています。

(4) 東館小学校

明治7年10月25日開校、全国区となる特産物の数々、450年あまり前の浅利氏の残した史跡・文化等は東館小の大きな強み。旧三岳小と旧大葛小の伝統を融合させながら、未来大館市民を育成するべくふるさとキャリア教育の活動に取り組んでいます。学校教育目標に「創立150年につなぐ、ふるさと東館の学び」の言葉を加え、これまで以上に地域とつながる学校づくりを目指し、多くの人に笑顔と希望を届けます。

2 登下校時間帯の点検調査

通学路安全対策アドバイザーが、登下校時間帯における交通の実態と児童の登下校状況を関係者とともに点検し、学校でとるべき対策や関係機関への要望等について助言している。

3 拠点校における登下校時間帯の点検調査状況

実施学校	実施日	実施時間帯	実施場所
比内中学校	10月7日(木)	午前7時から8時まで	中学校前交差点
西館小学校	10月7日(木)	午後2時50分から4時20分まで	小学校校門前
扇田小学校	10月8日(金)	午前7時から8時まで	小学校校門前
東館小学校	10月8日(金)	午後2時50分から4時20分まで	小学校校庭前

4 主な助言等

通学路安全対策アドバイザーからは、

- 自転車通学する生徒は、必ずヘルメットを着用しており良好である。
- 一部の生徒は、ヘルメットのあご紐が緩いため、正しい装着が必要である。
- 児童は、信号機のある横断歩道の前で横並びに広がってしまう傾向がある。
- 一部の児童は、横断歩道を横断する場合に進行方向の信号のみを注視しがちであり、左右の安全確認を徹底していくよう指導する必要がある。

等の助言があった。



比内中学校



西館小学校



扇田小学校



東館小学校



5 扇田小学校での取組の紹介

- (1) 扇田小学校では、毎月 8 日を小学校独自に「キョロリンの日」として定め、小学校周辺にのぼり旗を設置して周知に努めているほか、主要交差点において教員が児童に対して交通安全指導を実施しています。

また、小学校周辺の交差点には、足跡マークとキョロリンマークが表示され、児童が“止まる・見る”ための安全対策について工夫されています。



設置された桃太郎旗



各所に表示された「キョロリンマーク」



キョロリンマークと足跡マーク

- (2) 校庭に設置された“思いやりの鐘”を鳴らすと登校した児童がボランティアで掃除を行います。



清掃する児童



“思いやりの鐘”を鳴らす児童

VII-1 「歩行環境シミュレータ」を活用した交通安全教育

1 はじめに

通学路の安全対策に加え、児童の判断力の向上と規範意識の醸成を目的として、大館市の小学校17校において、歩行環境シミュレータ「わたりジョーズ君」を活用した交通安全教室を実施した。

2 交通安全教室実施状況

	学 校 名	実 施 日	時 限	対 象	人 数
1	山 瀬 小 学 校	9月8日(水)	3時限	1年生	22人
2	上 川 沿 小 学 校		5時限	1・2年生	41人
3	桂 城 小 学 校	9月29日(水)	3・4時限	1年生	42人
4	有 浦 小 学 校	10月18日(月)	3・4・5時限	1年生	80人
5	川 口 小 学 校	10月20日(水)	3時限	1年生	15人
6	花 岡 小 学 校		5時限	1年生	8人
7	長 木 小 学 校	10月26日(火)	3時限	1年生	28人
8	矢 立 小 学 校		5時限	1・2・3年生	13人
9	城 南 小 学 校	10月27日(水)	3・4時限	1年生	50人
10	早 口 小 学 校	11月2日(火)	3時限	1・2年生	18人
11	成 章 小 学 校		5時限	1年生	14人
12	釈 迦 内 小 学 校	11月5日(金)	3時限	1年生	24人
13	城 西 小 学 校		5時限	1年生	29人
14	東 館 小 学 校	11月17日(水)	3時限	1・2年生	13人
15	扇 田 小 学 校		5時限	1年生	28人
16	南 小 学 校	11月22日(月)	3時限	1・2年生	25人
17	西 館 小 学 校		5時限	1・2年生	16人
		合 計	17校	24クラス	466人

3 参加者

通学路安全対策アドバイザー、大館警察署警察官、横手精工株式会社担当者
大館市教育委員会担当者、各小学校の担当者、県教育庁保健体育課担当者

4 概 要

- (1) 校長先生の話
- (2) 警察官の講話
- (3) 歩行環境シミュレータ
「わたりジョーズ君」体験
- (4) 通学路安全対策アドバイザーの講話
- (5) 児童の感想発表



歩行環境シミュレータ「わたりジョーズ君」



山瀬小学校（校長先生あいさつ）



上川沿小学校（警察官の説明）



桂城小学校（「わたりジョーズ君」体験）



有浦小学校（横手精工担当者の説明）

5 歩行環境シミュレータ「わたりジョーズ君」体験

「わたりジョーズ君」は、秋田大学と横手精工株式会社が研究開発したもので、三次元CGによる擬似的交通環境を再現し、日中のほか、夕暮れや夜間、冬の道路環境など、多様な環境において実際に道路を横断しているかのような擬似体験ができる装置である。

モデル地域の全ての小学校で体験するため、大館警察署と横手精工株式会社の協力の下、分担して交通安全教室を実施した。

大館警察署交通課の警察官や横手精工株式会社の交通心理士でもある鈴木由香里氏が進行しながら、体験する児童の身体運動や動作のタイミングを測定して、道路を横断するために必要な歩行能力や判断能力をチェックした。また、体験後は、リプレイ映像を確認して良好な点や注意点を指導しながら、効果的な交通安全意識の向上に努めていた。

「わたりジョーズ君」の体験では、「友だちが横断歩道を渡るとき、もし自分だったら、どこで横断歩道を渡るのか、一緒に考えてみましょう。」と、児童に呼びかけたことで体験する児童のみならず、見学している児童自身も道路を横断をしているような感覚を共有することができた。

体験した児童は、「横断歩道を渡るとき、右・左をちゃんと見て、車が来ないのを見てから渡ることが大事だということが分かりました。」などと発表し、自らが安全を判断して横断することの大切さなどを学ぶことができた。



川口小学校（参観した見守り隊員）



花岡小学校（「わたりジョーズ君」体験）



南小学校（「わたりジョーズ君」体験）



早口小学校（児童の体験感想発表）

6 通学路安全対策アドバイザーの講話

通学路安全対策アドバイザーは、児童に対して、交通事故に遭わないための約束として“4つの約束”

- 飛び出しは絶対にしないこと
- 右・左をよく見て横断すること
- 前をよく見て歩くこと
- 止まっている車の近くでは、絶対に遊ばないこと

をお願いし、約束内容を質問しながら復唱させていた。

また、「自分の命は自分で守ること」が大事であることを繰り返して指導していた。



扇田小学校（アドバイザーの講話）

7 「わたりジョーズ君」を体験した児童の感想

わたしがたいけんして、わかったことは、よるやきりがでているとき、ライトをつけていない車がはしっていることです。みぎひだりを見て、ひかれないようにしたいです。ともだちがよんでもとびだししないようにしたいです。じぶんのいのちはじぶんでまもります。
(城南小学校 1年)

おまわりさんといっしょにたいけんをしながら、こうつうあんぜんのべんきょうをしました。おうだんほどうをわたるときには、みぎを見てひだりを見て、車がこないかかくにんすること。どうろにはとびださないこと。車がきたらとおりすぎるまでまつこと。車のちかくではあそばないことを学びました。わたしのつう学ろには、おうだんほどうがあるので、こうつうあんぜんをまもりながら、気をつけてとう校したいです。
(城西小学校 1年)

わたりジョーズくんをやって、みぎひだりまえを見るのはわかっていたけどあるくときにみぎひだりを見ることはしなかったです。これからはあるくときもみぎひだりを見てあるきます。
(有浦小学校 1年)

ぼくは、わたりじょうずくんをたいけんして、あめでみえにくくて、くるまもはやくてびっくりしました。わたるときはみぎひだりをちゃんとみます。
(川口小学校 1年)



城西小学校



城南小学校



有浦小学校



川口小学校

わたりじょうずくんをやってわかったのは、あるいているときもみぎひだりを見ることです。わたりじょうずくんで、ともだちがいてこっちだよ、はやくはやくっていったけど、つられるとひかれてしまうのできをつけたいです。
(矢立小学校 2年)

こうつうあんぜんきょうしつで、わたしはともだちによばれてもとびだしをしないことがわかりました。わたしはがっこうにいくときや、がっこうのかえりみちにともだちによばれても、ぜったいにとびだしはしないようにきをつけたいです。
(扇田小学校 1年)

ぼくはあんまり道を歩いてわたることがありませんでした。でも、こうつう安全きょうしつで右左を見て手を上げてわたることがわかりました。わたりジョーズくんをやってみたら本ものみたいでこわかったです。こうつう安全は大切だと思いました。ちゃんと右左を見てわたりたいです。
(東館小学校 2年)

あんぜんきょうしつでやってみたらほんとうにおうだんどうをわたっているようにみえたけど、いつものことができたのでよかったです。
(西館小学校 2年)



矢立小学校



扇田小学校



東館小学校



西館小学校

8 おわりに

9月から11月にかけて開催した交通安全教室は、「わたりジョーズ君」を活用したことで、天候や時間帯による明暗、交通量の多い交差点など、様々な道路環境での横断歩道の横断方法を体験したほか、一緒に視聴して体験を共有しながら学ぶことができた。また、交通安全講話では、通学路安全対策アドバイザーや警察官から分かりやすく講話していただき、児童の交通安全の意識向上につながった。

Ⅶ-2 スケアード・ストレート(スタントマンによる交通事故等の再現)方式による交通安全教育

1 はじめに

今年度の交通安全教育では、小学校低学年児童を対象とした歩行環境シミュレータ「わたりジョーズ君」による交通安全教室のほか、自転車乗車中の交通事故防止を目的として、はじめて中学生を対象としたスケアード・ストレート方式による交通安全教室を開催した。

このスケアード・ストレートとは、自転車の交通事故を抑止することを目的として、スタントマンによる交通事故を再現するという手法を取り入れたもので、交通安全意識の向上を図り、正しい交通ルールや交通マナーを理解するため、怖い思いやヒヤッとする体験を通じて啓発効果を高める教育技法です。

2 交通安全教室実施状況

学 校 名	実 施 日	対 象	人 数
比 内 中 学 校	9月7日(火)	全校生徒	185人

3 参加者

J A 共済連秋田普及事業部担当者、大館警察署警察官、比内中学校担当者
大館市教育委員会担当者、通学路安全対策アドバイザー
県教育庁保健体育課担当者

4 概 要

- (1) J A 共済連秋田普及事業部長あいさつ
- (2) 中学校長あいさつ
- (3) 警察官の講話
- (4) スケアード・ストレートの実演
- (5) 生徒の感想発表



J A 共済連秋田普及部長のあいさつ

5 実演内容

比内中学校において、J A 共済連秋田普及事業部、大館警察署の協力のもと、スケアード・ストレート方式による実演での交通安全教室を開催した。

内容は、自転車が時速40キロの自動車に衝突した場合、自転車の違反走行による事故状況、トラックの巻き込み事故の再現など、自転車乗車中の交通事故をスタントマンが迫真の演技での実演でした。



見学する生徒の様子

スケアード・ストレート方式による交通安全教室の開催内容



時速40キロで衝突した場合



衝突後の状況



右側走行の自転車が衝突した場合



衝突後の状況



トラックによる巻き込み事故の再現



見通しの悪い交差点での事故の再現



車両の死角に対する再現
(腕を上げた状態が、死角と同じに見える)



生徒によるスタントマンへのお礼の言葉

6 スタントマンによる「自転車交通事故の再現」を見た感想 (～比内中学校生徒が作成したアンケートからの紹介～)

(1) 印象に残ったこと

ドラマよりも事故の再現がすごくびっくりしました。本当にあるスマホの事故やヘッドフォンの事故の再現を見ていると『本当にやめた方がいいな』という気持ちが前よりももっと感じました。

特に車と自転車の事故は迫力があって印象に残りました。今日見たことを親に言って、親も運転する時に気をつけて欲しいと思います。(1年)

実際に事故を再現しているのを見て、間近で見るとすごくこわくて一步間違えるとこんなことになってしまうのかと分かりました。特にトラックの内輪差の再現では、前から内輪差という言葉は知っていたけど実際に見ると人が車のタイヤに下敷きになってしまい、今まで以上に信号待ちしているときは、歩道から3歩は後ろに下がって安全を確認したいと思いました。(2年)

普段日常生活で見ている標識を無視すると実演で見たような事故に巻き込まれてしまうことがあると分かりました。今回は実演でスタントマンの方たちが説明しながら行っていました、これが本当にあった事故で自分も加害者や被害者になる可能性があったと考え、本当に怖かったです。ヘルメットのあご紐をきちんと閉めるという初歩的なことを守らないと頭を守れないし、トラックは内輪差で後輪に巻き込まれてしまう危険性がとても高いということが分かりました。間近で見ることで事故の緊迫した空気が伝わりました。自分が被害者や加害者にならないよう気をつけたいです。(3年)

(2) 今後自転車に乗るときに気をつけたいこと

今後、自転車に乗るときは、今日確認した違反行為に気をつけたいです。特にしてしまいそうな並進走行や右側通行は、意識するようにしたいです。

歩道を自転車で通るときは車道側を通り歩行者に気をつけながらスピードを落として通るようにしたいです。また、アイコンタクトはとても大事だと思ったので、しっかりとるようにしたいです。(1年)

これから自転車に乗るときは、ヘルメットを必ずつけて周りに歩行者や車がないことを確かめていきたいです。そして、自転車に限らず、自分が歩行者の立場で道路を渡る時は、車に乗っている人や自転車に乗っている人に対してアイコンタクトをとって、事故がなく、みんなが笑顔でいられるような生活をしていきたいです。(2年)

横断歩道を渡るときは、車の運転手とアイコンタクトをとる。車の運転手の死角になるところにはいない。自転車に乗るときは、ヘルメットをしっかりつけ、ライトも点滅ではなく点灯する。左側通行を守る。歩道を運転して良いときは車道側を運転する。それほど大変なルールではなく、誰でも守れるルールなのでしっかり守って生活するようにしたいです。自分の命を守るために、今日の自転車事故の再現で学んだことを忘れずに自転車に乗りたいです。(3年)

VIII 通学路安全マップ

「通学路安全マップ」は、通学路や地域において交通事故の発生しやすい場所や犯罪が起こりやすい危険な場所などを示した地図である。

各小学校では、児童の目線で危険を予測し自ら回避できることを目的として、児童や教職員・保護者等がマップを作成するとともに、作成したマップは校内に掲示したり、紙面等で周知したりすることで児童の安全に努めている。

◆西館小学校



【工夫点】

児童が居住する地域別の地図に自分の家を書き入れたマップを作成し、交差点や沼などの危険箇所を分かりやすく表記している。

【工夫点】

校内に掲示する大きなマップを作成するため、プリンターの印刷機能を有効に活用して、印字したマップを上手につなぎ合わせて作成している。

◆扇田小学校



拡大



◆桂城小学校



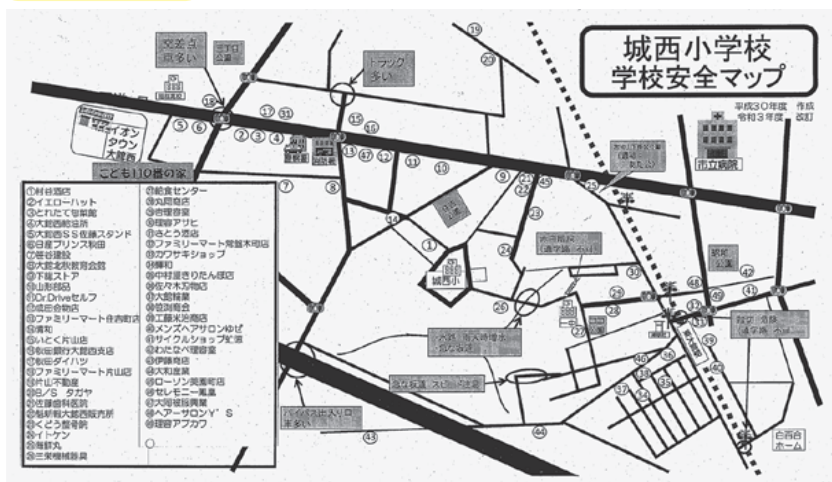
【工夫点】

A3版のあんぜんマップを作成している。

マップ内の危険な場所に★とアルファベット記号をつけて、危険箇所の理由を説明している。

また、子ども110番の家は、マップ内に◎で表記している。

◆城西小学校



【工夫点】

小学校を中心としたマップを作成し、学区内の「子ども110番の家」や学区内の通学路を分かりやすく表記している。

◆長木小学校

【工夫点】

マップ内に危険箇所の写真を貼付して分かりやすく説明しているほか、通学路に斜線をつけて表記している。



◆成章小学校



【工夫点】

学区内が広いことから、地域別に6枚のマップを作成して、交通事故に注意する場所のほか、狭い道路や暗い道路に目印をつけている。また、地域内において、浸水の恐れのある箇所・倒壊のおそれのある建物や空き家・クマの注意場所などについても表記している。

※ ほかに5枚のマップあり

Ⅸ 第2回実践委員会の開催

- 1 開催日時 令和3年10月14日(木) 午前10時から正午まで
- 2 開催場所 大館市田代総合支所 大会議室
- 3 参加者 20人
 - 通学路安全対策アドバイザー
 - 大館警察署警察官
 - 大館市スクールガード・リーダー
 - 大館市校長会会長
 - 能代河川国道事務所、北秋田地域振興局建設部、大館市建設部土木課、同都市計画課、大館市市民部市民課の担当者
 - 大館市教育委員会担当者
 - 県教育庁保健体育課担当者

4 主な協議内容

8月17日実施した通学路の危険箇所に対する合同点検を踏まえた対策案や措置状況について、それぞれの担当者が報告を行った。

通学路の危険箇所に対する対策案や措置状況については、今後、横断歩道の設置や塗り直し、歩道の新設工事や側溝蓋の補修などを行っていくことが確認された。

さらに、大館市教育委員会からは、令和4年度に向けた危険箇所一覧が示され、危険箇所の概要についての説明が行われ、情報共有が図られた。

また、県教育庁保健体育課担当者からは、合同点検において活用したチェックリストの確認事項等についての説明があった。参加者からは、チェックリストを活用することで

- 危険箇所の抽出業務が煩雑になる可能性がある。
- 各地域の問題点を取り入れながら活用したら良いと思われる。

などの意見があった。

【委員会参加者の状況】



X 危険箇所の改善に関する取組

1 危険箇所の対策結果等について

令和3年度

No	学校名	点 検 箇 所		通学路の状況・危険の内容	対策内容	結果・対策予定
1	城西小学校1	市道	大館市城西町 体育館脇三叉路	・横断歩道がない ・通行量が多い	・横断歩道を設置する	・横断歩道の設置済み
2	川口小学校1	市道	大館市川口字隼人岱 校門前通学路	・下水道工事で横断歩道や外 側線等が消えている	・令和3年度舗装工事中 ・工事完了後引き直しを行う	・横断歩道や外側線の引き直 し済み
3	川口小学校2	市道	大館市川口字隼人岱 校門前通学路	・側溝の蓋が破損し危険	・側溝の蓋を補修する	・側溝の蓋を補修済み
4	矢立小学校1	市道	大館市白沢字中羽立 中羽立公民館前通学路	・カーブで見通しが悪い ・横断歩道が無い	・横断歩道を設置する	・横断歩道の設置済み
5	矢立小学校2	国道7号	大館市白沢 国道7号白沢交差点	・交通量が多い ・押しボタン式信号機の設置	・押しボタン信号機を設置す る	・押しボタン信号機設置済み
6	西館小学校1	市道	大館市比内町笹館字前田野 校門前	・側溝の蓋が破損し危険	・側溝の蓋を補修する	・側溝の蓋を補修済み
7	西館小学校2	市道	大館市比内町笹館字前田野 校門前通学路横断歩道	・横断歩道が消えかかっている	・横断歩道の塗り直しをする	・塗り直し済み
8	東館小学校1	市道	大館市比内町独鈷字独鈷 校門前横断歩道	・横断歩道が消えかかっている	・横断歩道の塗り直しをする	・塗り直し済み
9	東館小学校2	県道	大館市比内町独鈷字駒橋 県道脇杉林	・クマの通り道	・保護者が車両での送迎を行 って対応する	・保護者が車両送迎で対応中
10	早口小学校1	市道	大館市早口字坂地 坂地交差点	・横断待ちの児童が、車に引 き込まれそうになる	・待機マークを設置する	・待機マーク設置済み
11	大館東中学校1	市道	大館市清水5丁目 シュガーコート付近	・街灯がなく暗い	・街灯の設置を町内に働きか ける	・町内会で街灯2基設置済み
12	矢立小学校3	県道	大館市白沢 白沢郵便局付近交差点	・交通量が多い	・教職員、PTA、交通安全 協会等による登校指導を 行う	・PTA、交通安全協会会員等 の見守り活動中 ・児童への交通安全指導済み
13	扇田小学校1	市道	大館市比内町扇田字上中島 市道交差点	・交差点への横断歩道の設置 要望	・変則交差点で横断歩道の設 置は厳しい ・児童へ交通安全指導を行う	・児童への交通安全指導済み
14	扇田小学校2	市道	大館市比内町扇田字大谷地 団地への国道ガード下	・国道ガード下の道幅が狭い	・児童へ交通安全指導を行う	・児童への交通安全指導済み
15	扇田小学校3	市道	大館市比内町扇田字大谷地 扇田新長岡バス停付近	・変則三叉路に横断歩道がない	・児童へ交通安全指導を行う ・見守り隊による交通安全指 導を行う	・児童への交通安全指導済み
16	扇田小学校4	国道285号	大館市比内町字八幡付近 国道285号線沿歩道	・国道脇歩道の除草 ・転落防護柵の新設	・国道脇歩道の除草を行う ・転落防止柵は設置基準を満 たさない	・国道脇歩道の除草作業済み ・児童らへの交通安全指導
17	西館小学校3	市道	大館市達子字曲谷地 児童館前から釣田方向	・縁石がなく、外側線が薄い	・児童へ交通安全指導を行う	・児童への交通安全指導済み
18	西館小学校4	市道	大館市達子字曲谷地 児童館前から釣田方向	・ブロック塀の一部が破損	・児童へ交通安全指導を行う	・児童への交通安全指導済み
19	西館小学校5	市道	大館市達子字曲谷地 児童館前から釣田方向	・電柱カバーの破損	・児童へ交通安全指導を行う	・児童への交通安全指導済み
20	西館小学校6	市道	大館市達子字曲谷地 児童館前から釣田方向	・歩道に穴がある	・児童へ交通安全指導を行う	・児童への交通安全指導済み
21	西館小学校7	市道	大館市達子字曲谷地 児童館前から釣田方向	・歩道内に段差がある	・児童へ交通安全指導を行う	・児童への交通安全指導済み
22	西館小学校8	市道	大館市達子字曲谷地 児童館前から釣田方向	・道路幅が狭く、外側線が薄 い	・児童へ交通安全指導を行う	・児童への交通安全指導済み

No	学校名	点 検 箇 所		通学路の状況・危険の内容	対策内容	結果・対策予定
23	東 館 小 学 校 3	県道	大館市比内町独鉦字独鉦 独鉦駐在所付近	・見通し悪く、道路幅が狭い ・速い車が多い	・児童へ交通安全指導を行う	・児童への交通安全指導済み
24	東 館 小 学 校 4	県道	大館市比内町独鉦字川久保 県道上の横断歩道	・歩道が途切れ、反対側に横断しなければならぬ	・児童へ交通安全指導を行う	・児童への交通安全指導済み
25	東 館 小 学 校 5	市道	大館市比内町独鉦字大向田 市道十字路交差点	・信号機がなく、過去に死亡事故があった ・見通しの良い直線道路で速い車もいる	・児童へ交通安全指導を行う	・児童への交通安全指導済み
26	北 陽 中 学 校 1	市道	大館市花岡町前田 旧花岡中学校グラウンド裏	・路面未舗装で雑草も多い ・街灯がなく、暗い	・通学路として指定状況を確認する ・生徒へ交通安全指導を行う	・通学路の指定はしていない ・生徒への交通安全指導
27	下川沿中学校1	市道	大館市川口字洞バミ地内	・側溝が深く、転落の危険性がある	・融雪溝として使用している ・町内会からの改修要望なし	・生徒への交通安全指導済み
28	比 内 中 学 校 1	国道285号	大館市比内町達子 国道285号線沿い	・街灯がほとんどなく暗い	・生徒へ交通安全指導を行う	・生徒への交通安全指導済み
29	比 内 中 学 校 2	市道	大館市笹館 八木橋から国道まで	・街灯がほとんどなく暗い	・生徒へ交通安全指導を行う	・生徒への交通安全指導済み
30	比 内 中 学 校 3	県道	大館市谷地中 中野から達子方向	・街灯がほとんどなく暗い	・生徒へ交通安全指導を行う	・生徒への交通安全指導済み
31	桂 城 小 学 校 1	市道	大館市水門町 校門前通学路	・横断歩道があることを分からせたい ・外側線が消えて危険	・横断歩道のグリーン舗装予定 ・外側線の引き直し	・横断歩道のグリーン舗装予定 ・外側線は引き直し済み
32	城 西 小 学 校 2	市道	大館市城西町 校門前通学路	・歩道未設置 ・通行量が多い	・歩道を新設する	・歩道を新設予定
33	釈迦内小学校1	国道7号・市道	大館市釈迦内字山神台 釈迦内三叉路	・横断歩道がない ・通行量が多い	・横断歩道を設置する	・横断歩道を設置する予定
34	釈迦内小学校2	市道	大館市釈迦内字桜下 市道	・工業団地からの抜け道 ・速度の速い車が多い	・速度規制で対応する ・外側線の幅を広げる	・速度規制標識設置予定 ・外側線幅を広げていく予定
35	釈迦内小学校3	県道	大館市釈迦内字桜下 県道松木交差点	・交通量が多い ・横断歩道が消えかかっている	・横断歩道の引き直しをする	・横断歩道の引き直し予定
36	矢 立 小 学 校 4	県道	大館市白沢 学校前横断歩道	・見通しが悪い ・横断者の発見が遅れるため危険	・横断歩道標識の設置場所を変更する	・横断歩道標識の設置場所を変更予定
37	矢 立 小 学 校 5	県道	大館市白沢～中羽立方向 学校付近横断歩道	・見通しが悪い ・横断者の発見が遅れるため危険	・横断歩道標識の設置場所を変更する	・横断歩道標識の設置場所を変更予定
38	扇 田 小 学 校 5	市道	大館市比内町扇田字白砂 校門前信号機	・信号機が積雪により見えにくくなるため危険	・警察官による警戒、発見時の早期通報する	・発見の都度、対応する予定
39	扇 田 小 学 校 6	国道285号	大館市比内町扇田字大谷地 コンビニローソン脇	・横断歩道の設置要望	・横断指導線を設置する	・横断指導線を設置する予定
40	西 館 小 学 校 9	市道	大館市比内町笹館字前田野 道路拡張時の土留め	・歩道脇の土留めの傾き	・児童へ交通安全指導を行う ・継続的な状況確認を行う	・児童への交通安全指導 ・継続的に状況を確認する予定
41	下 川 沿 中 2	国道7号市道	大館市川口字十三森 三叉路	・横断歩道がない	・横断指導線を設置する	・横断指導線を設置する予定

【凡例】

	～早急な対策が必要と認められた場所：なし
	～対策済み
	～対応要望済み 児童への交通安全指導
	～対策予定箇所

2 改善例について

令和3年度にモデル地域において、関係機関が取り組んだ通学路における危険箇所の改善例を紹介する。

城西小学校区



横断歩道の設置



川口小学校区



側溝蓋の補修



矢立小学校区



横断歩道の設置



扇田小学校区



歩道の除草



西館小学校区



横断歩道の塗り直し



西館小学校区



側溝蓋の補修



XI 第3回実践委員会の開催

- 1 開催日時 令和3年12月23日(木) 午後1時30分から3時まで
- 2 開催場所 大館市田代総合支所 大会議室
- 3 参加者 19人
 - 通学路安全対策アドバイザー
 - 大館警察署警察官
 - 大館市防犯協会長、大館市スクールガード・リーダー
 - 大館市校長会会長、拠点校の各校担当者
 - 能代河川国道事務所、北秋田地域振興局建設部、大館市建設部土木課の担当者
 - 大館市教育委員会担当者
 - 県教育庁保健体育課担当者

4 主な協議内容

本事業の報告や拠点校4校の担当者から成果と課題についての発表が行われた。

参加者からは、モデル地域内における防犯カメラの設置状況に対する質疑があったほか、除雪の際にできる雪山や除雪機周辺で子どもが遊ぶことのないよう周知していくことなどが確認された。

また、通学路安全対策アドバイザーからは、

- 自転車通学の生徒には、ヘルメットを正しく着用させること。
- 児童は、横断歩道を渡る際、迎えに来ている保護者等に意識がいくため、道路を横断する際、左右の安全確認がよくできていないこと。
- 交差点に配置されたボランティアの方などは、すべてやってあげるのではなく、児童が主体的に行動し、自らの安全を自らが守るように導いてやることが大切であること。

などの助言があった。



開催した実践委員会の状況

XII その他の取組

◆防犯カメラの設置

合同点検では、児童等の安全確保のため交通安全だけではなく、不審者の未然防止や盗難防止等の生活安全の観点からも危険箇所の確認を実施した。

釈迦内小学校では、地元自治会の協力により、通学路の主要交差点等6か所に「見守りカメラ」の名称で防犯カメラを設置して、児童生徒の見守り活動を推進していた。



主要交差点の見守りカメラ



設置された見守りカメラ

◆全国成果発表会

令和4年1月28日(金)、オンラインによって「学校安全総合支援事業」全国成果発表会が開催された。

発表会では、北海道、神奈川県、鳴門市による実践発表のほか、基調講演「これから求められる学校安全」などが行われた。



基調講演資料の表紙

XII 第2回推進委員会の開催

1 開催日時

令和4年2月9日(水)

午後1時30分から3時30分まで

2 開催場所

秋田県秋田県庁第二庁舎

5階52会議室

3 開催状況

新型コロナウイルス感染症予防のため、ZOOMを活用したオンラインによるハイブリット方式で開催した。

4 開催内容

(1) 事業報告

教育庁保健体育課担当者から、「合同点検の実施状況」「危険箇所に対する措置や対応策」「交通安全教育の実施状況」「登下校時間帯の点検調査状況」等について報告を実施した。

(2) モデル地域の発表

モデル地域の大館市教育委員会担当者から、事業の成果と課題等の発表があった。

ア 成果では、合同点検が長時間に渡るも参加者からさまざまな対策案を出していただいたこと、交通安全教室開催後は交通事故被害の報告がないこと。

イ 課題では、児童生徒の登下校に関して問い合わせが増え、関心が高いと思われることや今回の事業の成果をどうやって来年につなげていくかということ。

(3) 各委員から情報提供や発表

関係機関における通学路の安全対策等のほか、道路施設の整備に関する情報提供や交通事故の状況等についての発表があった。

また、通学路の未整備箇所、不審者情報やクマの出没情報が続いたことなどについての発表があった。

(4) 本事業に対する総括

当委員会の濱岡委員長から、事業の総括があった。

合同点検では、今回はじめてチェックシートを活用したようであるが、全国で活用事例がある場合は、その対策を取り入れながら、取組の参考にしていただきたい。

この事業において、例年行われている「通学路の合同点検」や「わたりジョーズ君を活用した交通安全教育」などについては、モデル地域である大館市でしっかりやっていただいたほか、新たな取組も取り入れるなど有益であったと思われる。

また、チェックシートの活用や登下校時間帯調査などにおいて、新しい試みを1回だけで終わることなく、継続して良いものとしていきながら、来年度以降の事業につなげていただきたい。



委員会開催の様子



平成25年12月 6 日
文 部 科 学 省
国 土 交 通 省
警 察 庁

通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について

これまで、通学路における交通安全の確保については、緊急合同点検を実施し、その結果を受けた対策を推進するとともに、平成25年5月31日には文部科学省、国土交通省、警察庁による今後の取組に関する通知を発出したところであり、緊急合同点検に基づく対策の実施後においても、各地域において定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等の取組を継続して推進することが重要である。

そこで、その取組を着実かつ効果的に実施するために必要と考える基本的な進め方を下記のとおり文部科学省、国土交通省、警察庁でとりまとめたので、地方自治体等に通知した上で、引き続き通学路の交通安全の確保に取り組むこととする。

記

1. 推進体制の構築

地域ごとに通学路の交通安全の確保に向けた取組の基本的方針を策定するとともに、策定した基本的方針に基づく取組を継続して推進するため、関係者で構成し、定期的に開催する協議会を設置する等推進体制を構築する。

推進体制の構成は、通学路における安全対策の関係機関となる、教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者を含めることを基本とし、必要に応じて自治会代表者や学識経験者等を加える。推進体制については、市区町村単位で構成することが望ましい。

なお、緊急合同点検時に構築した体制等既存組織がある場合は、これを活用する。

2. 基本的方針の策定

1で構築した推進体制においては、各地域の実情を踏まえた合同点検や対策の改善・充実等の取組を着実かつ効果的に実施するため、緊急合同点検の枠組みを活用する他、以下の内容を含む取組の基本的方針を策定する。

(1) 合同点検の実施方針

合同点検の実施時期、合同点検の体制、合同点検の実施方法等を定める。

合同点検の実施時期については、緊急合同点検の実施状況や周辺環境の変化等を踏まえ、毎年実施や複数年ごとの実施等、地域の実情に応じて適切に設定する。合同点検の体制は、緊急合同点検と同様に教育委員会、学校、保護者、警察、道路管理者を含む体制とすることを基本とする。

なお、点検の実施に当たっては、通学路の変更箇所や周辺環境に変化のあった範囲を対象とすることの他、地域の実情に応じて、積雪時の危険箇所や自転車通学と輻輳する箇所を重点的に点検すること等、効率的・効果的な方法を検討することが望ましい。

(2) 通学路安全確保のためのPDCAサイクルの実施方針

合同点検の実施・対策の検討、対策の実施、対策効果の把握、その結果を踏まえた対策の改善・充実を一連のサイクルとして繰り返し実施すること（PDCAサイクル）が継続的な安全性向上のために必要であることから、これらを取組の基本的な考え方として定める。

なお、対策の検討、対策の実施、対策効果の把握については、関係者間で連携・協議の上行う。

3. 公表等

(1) 基本的方針の公表

基本的方針を策定した際には、地域住民、道路利用者等の協力を得るため、推進体制の構成及び基本的方針をまとめたものを、市区町村のホームページや広報誌等を活用して、適切に情報発信する。

なお、基本的方針の名称については、全国で統一されていることが望ましいと考えることから、「(〇〇市区町村) 通学路交通安全プログラム」とすることを推奨する。ただし、既に地域で同様の基本的方針を定めており、独自の名称がある場合はこの限りではない。

(2) 対策箇所図、対策一覧表の作成・公表

合同点検によって抽出した対策必要箇所について、関係機関で認識を共有するため、対策箇所図及び対策一覧表を作成し、公表する。

令和 3 年 7 月 9 日

文 部 科 学 省 総 合 教 育 政 策 局
男女共同参画共生社会学習・安全課長**通学路における合同点検の実施について（依頼）**

先般、千葉県八街市において下校中の児童の列にトラックが突っ込み、5名が死傷する痛ましい事故が発生しました。

各学校においては、日頃より通学路の安全点検を実施していただいておりますが、今回このような事故が起きたことを受け、通学路における交通安全を一層確実に確保することが重要であることから、文部科学省、国土交通省及び警察庁の3省庁が連携して対応策を検討し、今般、別紙のとおり「通学路における合同点検等実施要領」（以下「実施要領」という。）を作成しました。

これは、今回の事故に鑑み、危険箇所の取りまとめにあたっては、

- ・ 見通しのよい道路や幹線道路の抜け道になっている道路など車の速度が上がりやすい箇所、大型車の進入が多い箇所
- ・ 過去に事故に至らなくてもヒヤリハット事例があった箇所
- ・ 保護者、見守り活動者、地域住民等から市町村への改善要請があった箇所

などの観点についての確認が必要との考えに立ったものです。

つきましては、当実施要領に沿って、上記の観点を踏まえた通学路の合同点検等を通じ、関係機関の連携による通学路の安全対策を講じていただくようお願いします。

なお、各市町村においては、これまでも学校、教育委員会、道路管理者及び地元警察署と通学路の合同点検等を積み重ねてきていることから、全ての通学路に対する一斉の再点検を改めて求めるものではなく、上記の観点を踏まえた補完的なものとして、子供の視点にも配慮しながら、これまでの合同点検等の蓄積を十分に活用し、地域の実情を踏まえた効率的・効果的な対応をお願いします。

また、児童生徒の安全確保のための効率的・効果的な実施の観点から、また、教員の必要以上の負担とならないよう、その実施に当たっては、通学路の道路管理者や地元警察署との協働によること、また、例えばスクールガード等の見守り活動者の力をお借りするなどの方策を積極的に御検討願います。

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課におかれては域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対し、この趣旨について周知していただくとともに、各学校において適切な対応がなされるよう御指導をお願いします。

【参考編】

令和 年度 通学路合同点検チェックリスト					点検日時		
学 区			点検箇所				
調 査 項 目					チェック事項		補 足
環 境 設 備 の 状 況	地域の管理					管 理	
	環境美化	落書き、たばこ、空き缶等の放置ゴミ	あり	なし	良い	悪い	
		公共掲示板等	あり	なし	良い	悪い	
		道路上の花壇	あり	なし	良い	悪い	
		放置自転車	あり	なし	良い	悪い	
	道路の状況						
	歩道等の状況	歩車道の区分	あり	なし			
		ガードレール、縁石等の設置	あり	なし			
		交通規制標識・道路標示	あり	なし			
	通学路の点検					管 理	
	横断歩道	安全な待機場所	あり	なし	良い	悪い	
		交通指導・誘導員	あり	なし	良い	悪い	
		植樹などで視認悪い	あり	なし	良い	悪い	
		カーブの直近などで見えにくい	あり	なし	良い	悪い	
	歩道・路側帯	歩行に十分な幅員	あり	なし			
		自転車等の駐輪により車道にはみ出る	あり	なし			
		駐車場に面し、車両の出入りが多い	あり	なし			
	交差点	待機場所に防護柵等がある	あり	なし			
		歩行者用信号の時間が短い	あり	なし			
		家の塀や植樹などで見通しを遮る	あり	なし			
	雨天等	大きな水たまりができる場所	あり	なし			
		フタのある側溝の割れ、転落のおそれ	あり	なし			
		電柱・工作物等びため傘をさして歩けない	あり	なし			
環 境 設 備 の 状 況	沿道の状況						
	植栽	やぶ、林等	あり	なし			
		駐車場、空き家等	人の出入りの少ない施設、工場、田畑等	あり	なし		
			道路脇の駐車場、空き家、空き地	あり	なし		
	不特定多数の利用施設等	駅、集客施設、公衆トイレ等	あり	なし			
	ブロック塀	倒壊のおそれのあるブロック塀等	あり	なし			

交通安全の確保	交通規制						
	信号機、横断歩道等	信号機、横断歩道の設置	適切	不適切			
		通学路の表示	あり	なし			
		横断旗の配置	あり	なし			
	交通ルールへの順守	交通規制（車両通行禁止、速度制限等）が守られている	いる	いない			
	学校周辺	ゾーン30の設定	あり	なし			
見守る目の状況	人の目の状況						
	人、車の通行、見守り	人・車の通行が途切れる時間	あり	なし			
		見守り活動	あり	なし			
	路上の死角	道路上の障害物（大木、伸びた草木等）	あり	なし			
		路上駐車	あり	なし			
		見通しを妨げる住宅等の囲障（ブロック塀）	あり	なし			
	子供110番の家等	近くに子供110番の家等	あり	なし			
	機械の目の状況						
	防犯カメラの設置	防犯カメラ等の設置	あり	なし	良い	悪い	
		防犯カメラ設置の表示	あり	なし	良い	悪い	

【メモや現場写真】

令和3年文部科学省委託
学校安全総合支援事業
「通学路安全推進事業」実践事例集

令和4年3月発行 秋田県教育委員会

〒010-8580 秋田市山王三丁目1番1号
電話 018-860-5204 FAX 018-860-5207



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます